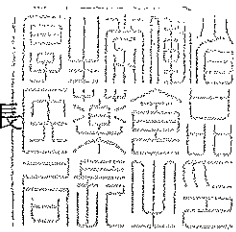


平成 21 年 3 月 18 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物取締法施行令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 39 号）（別添 1）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているので申し添える。

記

第 1 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令について

- 1 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録に係る手数料額を見直し、以下のとおり定めたこと。

(1) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録手数料

14,100円

(2) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新手数料

10,000円

(3) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更手数料

8,800円

2 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。

第 2 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添 2 に示すとおりであること。



政令第三十九号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一号中「一万四千九百円」を「一万四千百円」に改め、同条第二号中「一万七百円」を「一万円」に改め、同条第三号中「九千六百円」を「八千八百円」に改める。

附 則

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文  
 ○毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>第十一章 手数料<br/>                     (手数料)</p> <p>第四十三条 法第二十三条に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 厚生労働大臣が行う毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者 一万四千百円</p> <p>二 前号の登録の更新を申請する者 一万円</p> <p>三 第一号の登録の変更を申請する者 八千八百円</p> | <p>第十一章 手数料<br/>                     (手数料)</p> <p>第四十三条 法第二十三条に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 厚生労働大臣が行う毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者 一万四千九百円</p> <p>二 前号の登録の更新を申請する者 一万七百元</p> <p>三 第一号の登録の変更を申請する者 九千六百元</p> |